

法令に則った通路や作業エリアを確保してください

小諸労働基準監督署管内では、通路や作業床を原因とする転倒災害が多発し、多くの方が骨折などの重篤なケガを負っています。転倒災害を未然に防止するため、職場の通路や作業床などについてチェックしてみましょう。

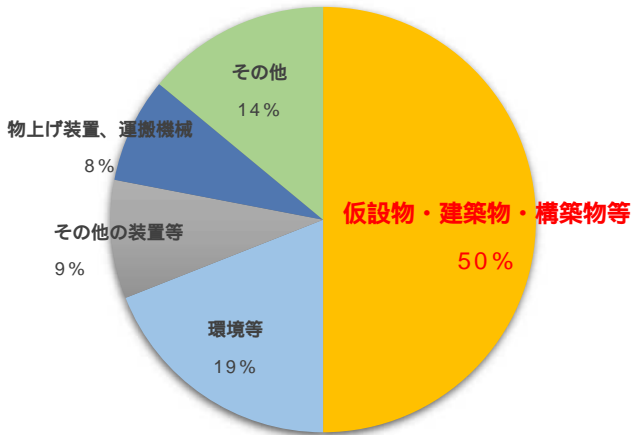
1. なぜ、通路や作業エリアの確保が重要なのか

令和6年1月から6月までの間において、小諸労働基準監督署管内で発生した休業4日以上労働災害のうち、転倒災害が全体の約4割を占めており、転倒災害防止対策が急務となっています。

転倒災害について、令和5年に発生した転倒災害の分析を行った結果、転倒災害の起因物の5割が「仮設物、建築物、構築物等」となっており、事業場の通路や作業エリアなどの不備により、多くの転倒災害が発生していることが明らかになりました(左図)。

事務所や工場の通路や作業床について、下記2や裏面に記載した法令に則った措置が講じられているか確認してください。

安衛則 = 労働安全衛生規則



令和5年の休業4日以上労働災害(起因物分析)

2. 法令上必要なこと (一部抜粋)

(1) 屋内に設ける通路や作業床の整備 《安衛則第542条、543条、544条》

転倒災害の3大発生原因として、濡れた床などによる「すべり」、段差や障害物などによる「つまづき」、階段などからの「踏み外し」が挙げられます。3大原因の対策として、労働安全衛生規則においては、

安全な通路を設け常時有効に保持し、主要通路の表示を行うこと、用途に応じた幅(機械間の通路の幅は80cm以上)を設けること、つまづき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持することが定められています。

(2) 架設通路 《安衛則第552条》

架設通路とは、仮設・常設を問わず、両端が支持され、架け渡されているものを指す

架設通路には、高さ85cm以上の手すりおよび高さ35cm以上50cm以下の中さん等を設置することが定められており、身体を支持することができるため転倒災害対策としても重要です。

(3) 仮設の配線 《安衛則第338条》

原則として、通路面において機械の電気ケーブルなどを配置しないことが労働安全衛生規則で定められています。ただし、配線モールなどで保護すれば通路にも設置できます。剥き出しの状態は、機械の故障や感電災害を招くだけでなく、重篤な転倒災害の原因となります。作業内容などに応じて、つまづきのリスクが最小限となるよう配線モールの選定をしてください。



出典:職場のあんぜんサイト



通路および作業エリアのチェックリスト

必要な対策	チェック	その他
<p>安全通路の有効保持、主要通路の表示（安衛則第 540 条） 作業場に通じる場所および作業場内には、安全な通路を設け常時有効に保持し、主要通路の表示を行うこと。</p>		
<p>通路の照明（安衛則第 541 条） 正常の通行を妨げない程度に採光又は照明の方法を講じること。ただし、常時使用しない地下室等で通行する場合に適当な照明具を所持させる場合を除く。</p>		
<p>屋内に設ける通路および作業床（安衛則第 542、544 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 用途に応じた幅を有すること。 2. つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。 3. 通路面から高さ 1.8m 以内に障害物を置かないこと。 		
<p>機械間・機械上の通路（安衛則第 543 条、安衛則第 101 条） 機械間の通路の幅は 80cm 以上にすること。また、機械上の踏切橋には、高さ 90cm 以上の手すりを設けること。</p>		
<p>作業踏台（安衛則第 545 条） 旋盤、ロール機等の機械が労働者の身長と比べて不適當に高いときは、安全で、かつ、適当な高さの作業踏台を設けること。</p>		
<p>安全靴等の使用（安衛則第 558 条） 通路などの構造または作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を定め、当該履物を使用させること。</p>		
<p>架設通路（安衛則第 552 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 丈夫な構造とすること。 2. 勾配を 30 度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さ 2m 未満で丈夫な手すりを設けたものは除く。 3. 勾配が 15 度を超える場合は、踏みさんその他の滑り止めを設けること。 4. 墜落の危険のある箇所には、高さ 85cm 以上の手すりおよび高さ 35cm 以上 50cm 以下の中さん等を設置すること。 		
<p>仮設の配線等（安衛則第 338 条） 事業者は、仮設の配線又は移動電線を通路面において使用してないこと。 ただし、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するとき、この限りでない。</p>		
<p>清掃などの実施（安衛則第 619 条） 大掃除を、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、統一的に行うこと。</p>		